

河川法第4条第1項の 一級河川の指定等について

水管理・国土保全局
水 政 課

令和5年2月16日

河川の管理区分について

一級河川 ※ 河川管理者は、国土交通大臣
国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川。国土交通大臣が指定。

指定区間外(直轄管理区間) (国土交通大臣管理)
一級河川の中でも重要度の高い区間。

指定区間 (一部の管理事務を都道府県知事又は政令指定都市の長が行う。)
国土交通大臣が指定。

二級河川 ※ 河川管理者は、都道府県知事又は政令指定都市の長
一級水系以外の公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川。都道府県知事が指定。

準用河川 (市町村長管理)
一級河川及び二級河川以外の河川から市町村長が指定。河川法が準用される。

普通河川 (市町村長管理)
一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川で、河川法の適用を受けない公共物として管理。

一級河川指定等の根拠条文

河川法(抄)

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ。)で国土交通大臣が指定したものをいう。

- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

(参考) 一級河川の指定にあたっての考え方

一級河川とは、一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間を指定している。

具体的には、次の1～4のようなものを指定をしている。

- 1 河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要がある区間
- 2 当該水系の河川の流水、水質等に影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われる区間
- 3 整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等がある区間
- 4 河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

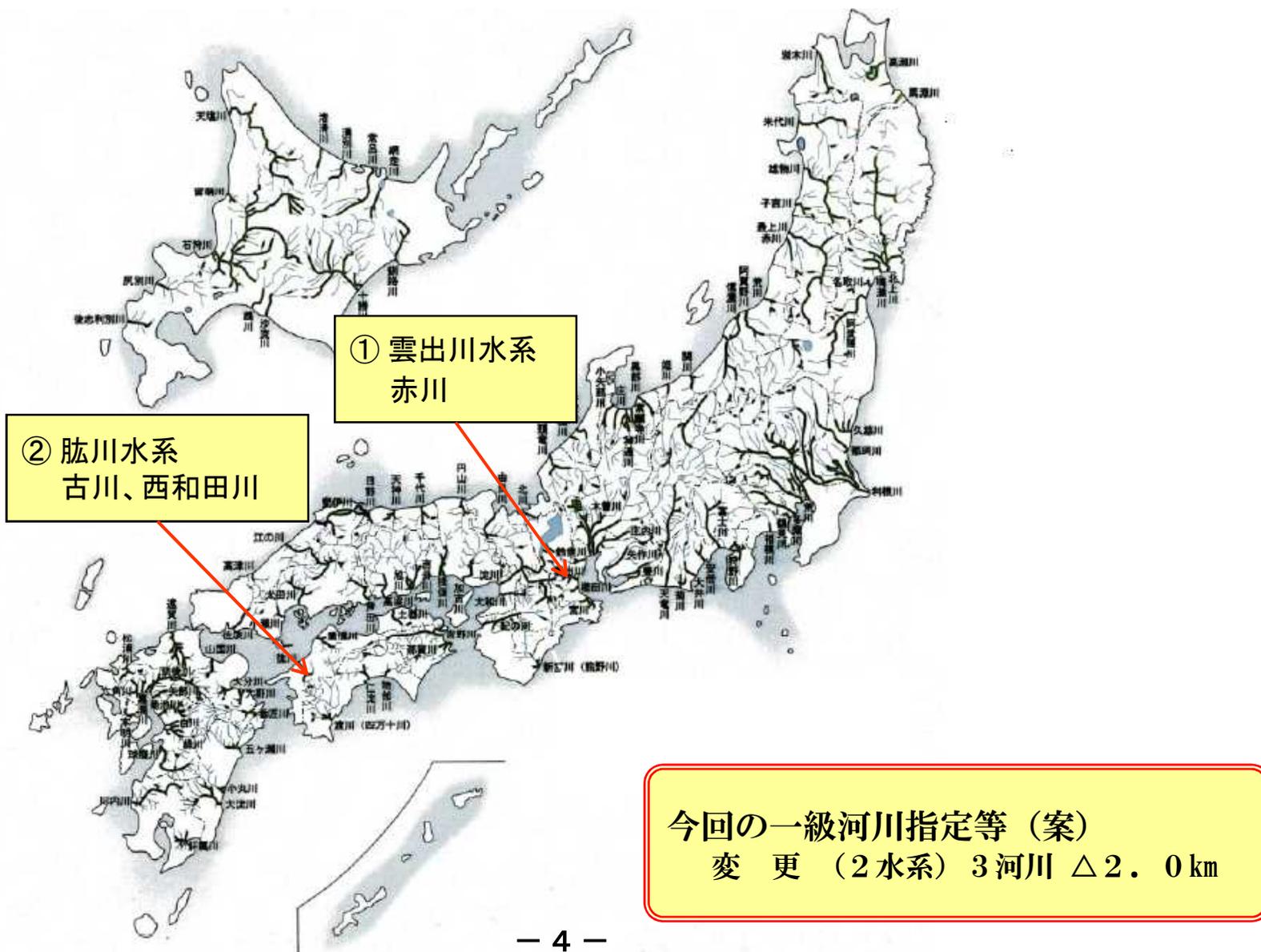
※1 既に指定済みの区間において、流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情がある場合には、上下流端の変更等を行っている。

（平成24年10月30日開催
河川分科会資料より）

※2 河川の名称変更は、地元自治体から要望があつて、変更後の名称に係る歴史的根拠や地域の合意形成の状況等が確認された場合に行っている。

（令和2年6月30日開催
河川分科会資料より）

一級河川指定等(案)の全国位置図



①雲出川水系赤川^{あかがわ}

河川指定等の概要

三重県の雲出川水系赤川^{あかがわ}では、平成16年台風第21号や平成26年8月豪雨により甚大な被害が発生したことから、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定を行った上で、流域水害対策計画を策定し、浸水被害対策を推進することとしている。

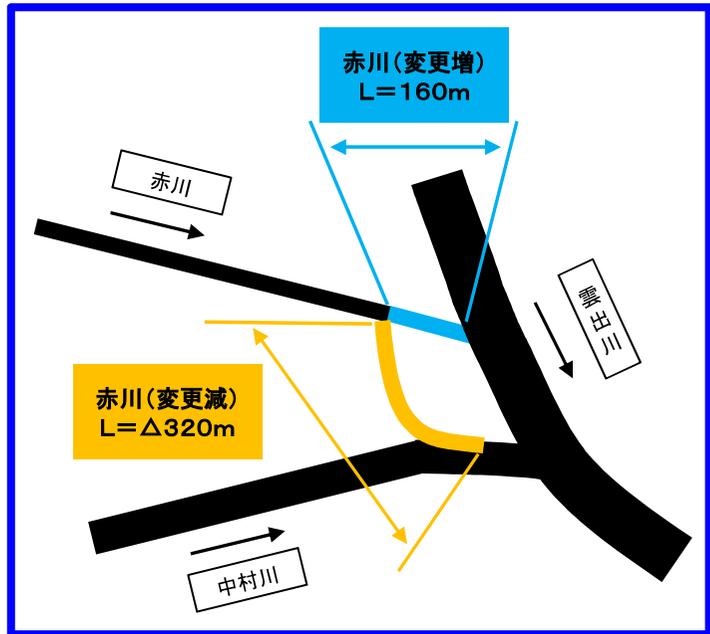
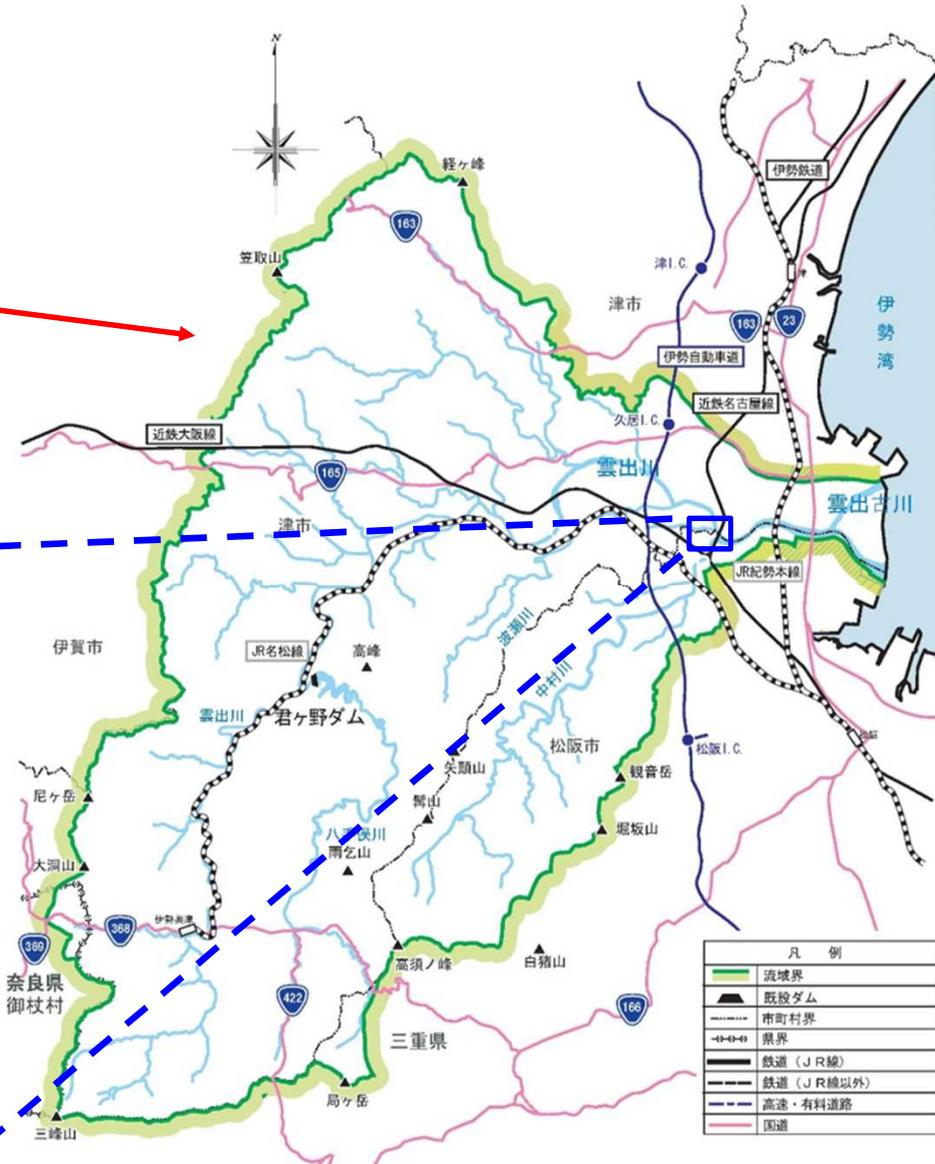
令和4年度に赤川流域における特定都市河川の指定を予定しており、指定に当たって必要な雲出川水系赤川について一級河川の指定(変更)を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「※1. 流路の変更」

～赤川指定の経緯～

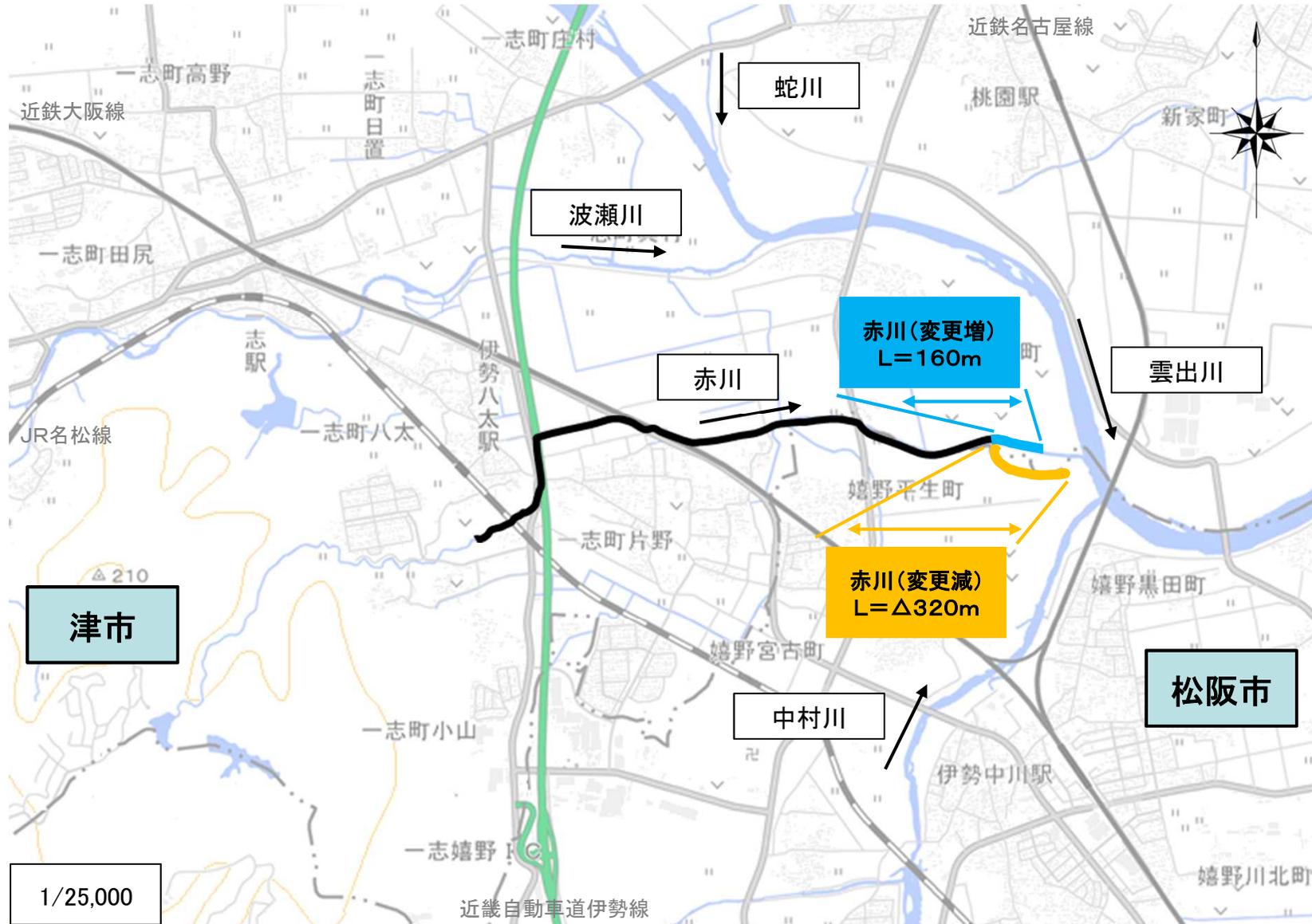
- ・ 昭和47年度 一級河川の指定 (新規)
- ・ 昭和63年度 一級河川の指定 (変更)
- ・ 令和4年度 一級河川の指定 (変更)
- ・ 令和4年度 特定都市河川の指定 (予定)

雲出川水系略図(赤川)



凡例	
	流域界
	既設ダム
	市町村界
	県界
	鉄道(JR線)
	鉄道(JR線以外)
	高速・有料道路
	国道

雲出川水系赤川 位置図



②肱川水系^{ふるかわ}古川、^{にしわだ}西和田川^{がわ}

河川指定等の概要

愛媛県の肱川水系^{とやがわ}都谷川流域では、平成30年7月豪雨により甚大な被害が発生したことから、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定を行った上で、流域水害対策計画を策定し、浸水被害対策を推進することとしている。

令和5年度に都谷川流域における特定都市河川の指定を予定しており、指定に当たって必要な肱川水系^{ふるかわ}古川及び^{にしわだ}西和田川^{がわ}の2河川について一級河川の指定(変更)を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「※1. 流路の変更等」

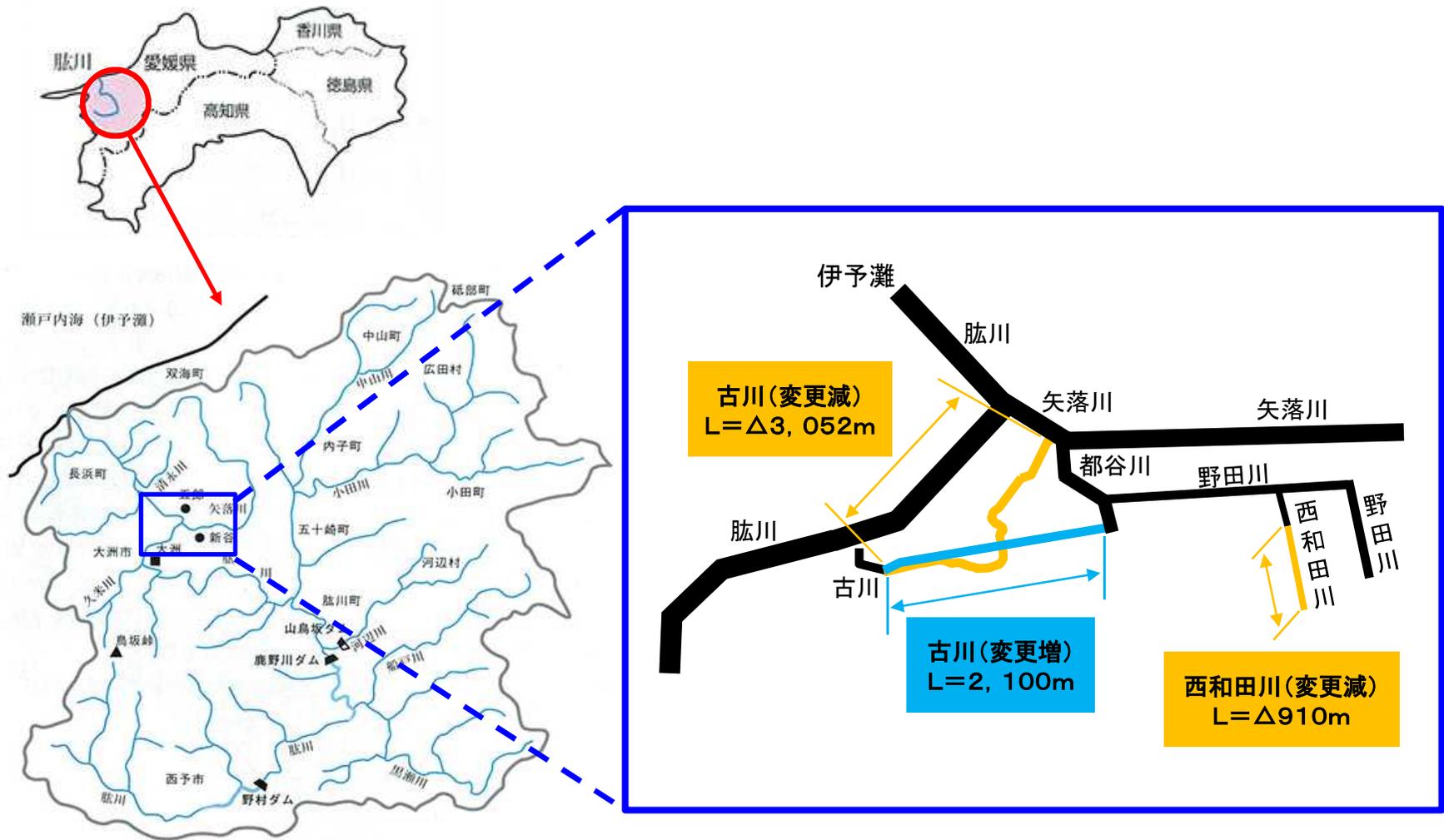
～古川指定の経緯～

- ・ 昭和 4 2 年度 一級河川の指定（新規）
- ・ 令和 4 年度 一級河川の指定（変更）
- ・ 令和 5 年度 特定都市河川の指定（予定）

～西和田川指定の経緯～

- ・ 昭和 4 2 年度 一級河川の指定（新規）
- ・ 令和 4 年度 一級河川の指定（変更）

肱川水系略図(古川、西和田川)



肱川水系古川、西和田川 位置図

